

第11期 第3回 町田市福祉のまちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 2022年(令和4年)5月27日(金) 14:00~16:00

開催形式 リモート開催

出 欠 ●: 欠席者

■委員

- 《会長》 川内 美彦 東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
佐藤 克志 日本女子大学家政学部住居学科 教授
吉浦 和幸 町田市法人立保育園協会 会長
● 井藤 親子 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課 安心・暮らし
事業 担当課長
井上 廣美 NPO 法人 町田ハンディキャブ友の会 事務局長
● 伊藤 直美 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
高本 明生 NPO 法人 町田すまいの会
磯山 毅 NPO 法人 町田市精神障害者さるびあ会 理事
李 幸宏 町田市身体障害者福祉協会
風間 幸子 町田市身体障害者福祉協会
● 佐々木 幸男 町田市老人クラブ連合会 副会長
北島 リーナ 町田市聴覚障害者協会
土田 由紀子 町田サファイアクラブ(障がい者の親・ネットワーク)
● 金野 佑子 東京都福祉保健局生活福祉部計画課 課長代理(福祉のまちづくり
担当)

■幹事

- 黒田 豊 政策経営部経営改革室長
中村 哲也 地域福祉部長
岡林 得生 いきいき生活部長 ※代理者出席
原田 功一 財務部営繕担当部長兼営繕課長
深沢 光 地域福祉部福祉総務課長
金子 和彦 地域福祉部障がい福祉課長
江成 裕司 いきいき生活部高齢者福祉課長
黒澤 一弘 いきいき生活部介護保険課長 ※代理者出席
大坪 直之 子ども生活部子ども総務課長
深澤 香織 道路部道路政策課長
岩岡 哲男 都市づくり部都市政策課長
原田 厚郎 都市づくり部土地利用調整課長
北川 淳一 都市づくり部交通事業推進課長
新 聡 都市づくり部公園緑地課長
宮坂 晃洋 防災安全部防災課長 ※オブザーバー出席

1. 協議会次第

開会

地域福祉部長挨拶

<報告事項>

「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の推進結果（成果）について

<審議事項>

「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題から次期計画への展開について

閉会

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ **資料1** 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り
- ・ **資料2** 推進事業の取組結果（成果）
- ・ **資料3** 第2次計画の振り返り結果及び次期計画への展開
- ・ [別紙] 意見等回答書

《参考資料》

- ・ 第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・同幹事名簿
- ・ **参考1** 推進事業（29事業）一覧
- ・ **参考2** 推進事業自己評価結果
- ・ **参考3** 推進事業（重点事業）外部評価結果
- ・ **参考4** 福祉のまちづくりに関する市民アンケート調査結果（抜粋）
- ・ 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画（2017年3月）

2. 議事

事務局	開会 協議会を開催します。
	地域福祉部長挨拶
事務局	会議資料確認及び補足説明
	<報告事項> 「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の推進結果（成果）について
会長	報告事項、「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の推進結果（成果）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1及び資料2の1ページから16ページまでを説明
会長	「次期計画への事業継続（予定）」には「継続」「拡充」「変更」があります。「変更」は制度が変わることによって変更されたものとのことですが、「拡充」と「継続」の違いは何でしょうか。
事務局	「拡充」については、後ほど資料3で第2次計画の課題を整理し、その課題に対する展開の中で御説明する予定でした。 資料3で御説明する「展開」に紐づく事業は拡充していきたいので、「拡充」と表記しています。
会長	「拡充」は、「今まで以上に事業内容を広げる」という意味ですが、具体的にどのように拡充するのかについては資料に書かれていないようです。説明の予定はありますか。
事務局	資料3で、どのような展開で拡充するかについても御説明します。
A委員	質問です。「10 歩道のバリアフリー改善整備」「12 道路舗装補修事業」で、選定される対象事業の基準を教えてください。
事務局	「10 歩道のバリアフリー改善整備」「12 道路舗装補修事業」ともに事務局では把握していないため、担当課に確認した後、回答します。
A委員	分かりました。歩道整備事業には利用者、障がい者の声が反映していると良

	<p>いなと思って質問しました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>「10 歩道のバリアフリー改善整備」は道路整備課、「12 道路舗装補修事業」は道路維持課が担当課で同じ課ではない。後ほど調べて回答をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2の17ページから最終ページまでを説明</p>
会長	<p>御説明があったページについて、意見や質問があれば発言してください。また、先ほど御説明があったページについても遠慮なく質問してください。</p>
B委員	<p>「23 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業」では、具体的にどのようなことをしていますか。「ハンドブックに載せる」という説明がありましたが、具体的に何を載せるのでしょうか。</p>
事務局	<p>「23-4 次期計画への事業継続（予定）」の最初の文章を御覧ください。今後、バリアフリー基本構想に心のバリアフリーにかかる「教育啓発特定事業」を位置づけることを検討しているため、新しい「教育啓発特定事業」に関するものを「心のバリアフリーハンドブック」に盛り込み、「教育啓発特定事業」でも使用できるようなハンドブックにしたいと考えております。</p>
B委員	<p>「心のバリアフリーハンドブック」は配布されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>「心のバリアフリーハンドブック」は現在も配布しています。小学校4年生（約4,000人）を対象に毎年度配布しています。改訂予定のハンドブックを今後どのように配布するかについては、これから検討していきます。</p>
B委員	<p>もう一つ質問です。「17 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業」で、手話通訳者の派遣は年間平均1,000人程度と説明がありましたが、派遣件数が増えているのか、減っているのか教えていただけますでしょうか。</p>
F幹事	<p>コロナ禍前の2018年度は1,219件、2020年度は901件で、約25%減少しました。昨年の2021年度は1,018件と持ち直しましたが、コロナ禍前に比べると約15%減少しています。コロナが落ち着けば、また増えてくると思います。</p>
B委員	<p>今年、手話講習会の一部が中止されたと聞きました。聴覚障がい者としてはとても残念ですが、今後手話講習会が復活することはありますか。</p>
F幹事	<p>今年度は手話講習会の初級の夜の部を休止することとなりましたが、来年</p>

	<p>度以降は開催したいと思っています。今年度できなかった講習の代わりとして、夏頃に聴覚障がい者への理解を広げ、手話を身近に感じるイベントの開催を予定しています。</p>
C委員	<p>「19 「障がい者サービスガイドブック」の作成」について、年1回となっていますが、ホームページにも掲載されていると思います。新しいグループホームができたなど新しい情報があった場合、年度途中でもホームページを更新していますか。</p>
F幹事	<p>ガイドブックは大きな変更がある場合修正しますが、5月に作成したものを1年間使っています。ただ、ホームページに掲載している内容については、随時更新できるように努力してまいりたいと思います。</p>
D委員	<p>バリアフリーマップについてです。長年、町田市に暮らしており、数十年前初めてできたバリアフリーマップは視覚障がい者にとっても使いやすいものでした。ただ、10年ほど前に作られたバリアフリーマップは視覚障がい者向けのものではなく、車椅子利用者などのための施設（車椅子利用者対応トイレなど）が記載されているもので、視覚障がい者が欲しい情報は何もない、と言われたことがあります。このバリアフリーマップはどのような人のために作成していますか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、今制作しているバリアフリーマップは主に車椅子利用者対応トイレ、車椅子利用者用駐車区画をメインに掲載したマップです。視覚障がい者向けの情報が掲載されているマップではありませんが、視覚障がい者が必要としている情報を掲載したマップが制作できないか、今後検討していきます。具体的にはどのようなマップをイメージされていますか。</p>
D委員	<p>地図に記された点（触って分かる点）が車椅子利用者対応トイレなどの位置を知らせてくれると思います。しかし、視覚障がい者は一般トイレでも利用できますので、地図の位置関係がどんな風になっているのか、中にはどのような設備があるのかが知りたいです。障がい者がどこに行ったらサービスを受けられるのか、音響式信号機がどこにあるのかなど、視覚障がい者なりの町田市のバリアフリー状況を知りたいと思っています。</p> <p>「バリアフリーマップ」という名称なら、視覚障がい者にとっても必要なマップだと思っています。誤解しないような名称にしたいです。また、視覚障がい者にとって必要なマップを作ってほしい、という要望にもつながることができると思います。考慮していただきたいです。</p>
会長	<p>今までのバリアフリーマップは車椅子利用者対応トイレなど、車椅子利用者を中心とした情報でした。ただ、音響式信号機など視覚障がい者対応の情報</p>

会長

も載せて欲しいということですね。マップなので、視覚障がい者にとって使いづらくもかもしれませんが、晴眼者にも視覚障がい者は音響式信号機などの設備が必要であることを分かってもらいたいという意見だったと思います。

バリアフリーという言葉だけでは、誰のためのものなのか分からないので、はっきり分かるようなマップにしてほしいとのことです。後日、風間さんと具体的に意見をやり取りしていただきたいです。

背景について補足です。5月19日の衆議院本会議で「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」が可決・成立しました。

今までは「バリアフリー」と言えば建物や道路などハードの整備が中心でしたが、最近では読書のバリアフリーなど、情報のバリアフリーについて関心が高まっています。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が社会にどのような影響を与えるかは分かりませんが、紙の資料だけでなく音声や点字、ホームページなど様々な情報提示手段で提供していくことが求められると思います。情報に重点を置いた取組が求められることを市と我々は理解しておく必要があるでしょう。

また、「オープンデータ」は調べたデータをオープンにして、他の人にも利用してもらって良いものです。例えば、町田市のバリアフリーマップ情報がホームページに公開されたら、市民団体などがその情報を別の切り口から整理し、視覚障がい者専用マップにするなども可能です。この「オープンデータ」を国が進めています。情報を公開し、皆がそれぞれの視点で使いやすくしています。

「23 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業」についてですが、最近、心のバリアフリーを市民に広めるためにバリアフリー法が改正されました。今までのバリアフリーの取組は駅を中心として歩いて行ける距離をバリアフリー化する基本構想で、歩道や音響式信号機の整備等を推進しています。それに関連付けて重点整備地区内の教育啓発特定事業を進めることが法律に含まれました。

一方、公立の小・中学校のハード整備のバリアフリー化も義務となり、これからバリアフリー整備されていきます。

「25 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進」は、重点整備地区の教育啓発特定事業とは別に、市全域が対象だと理解しています。ただ、「心のバリアフリー」とは何なのかが問題です。

25-4の1つ目の文章に、「児童生徒の豊かな心や思いやりなどを育成していくことが必要なため」と記載されていますが、障がい者を思いやりの対象だと思うこと自体が間違っています。個人的には、「心のバリアフリー」という言葉自体が間違っていると思いますが、少なくとも町田市は「思いやりを育成」

	<p>するのではなく、「社会の中で他の人と同じく生きていけるように社会参加する権利を持っていて、人としてのプライドを持つ相手を尊重することを学ぶ」ことが大事です。やさしさや思いやりとは違うことを教える必要があります。</p> <p>もう1点、25-2の2つ目の文章に「特別支援学級を設置していない学校にとって、障がいを理解する機会として一定の成果があったと捉えています。」と記載されていますが、何らかの証拠や根拠を示す必要があります。</p> <p>また、「29 市職員の心のバリアフリー研修事業」の29-2の2つ目の文章に「2017年から2019年度の3年間は新入職員研修にて、障がい者施設や高齢者施設で作業を行う福祉体験学習を行い」と、29-4では「福祉の心を学ぶことは大切である」と記載されていますが、「福祉の心」と「心のバリアフリー」はどういう関係ですか。</p> <p>施設に住まず、社会の中で暮らす障がい者はたくさんいます。「福祉の心」も「心のバリアフリー」もはっきりした意味を持ちません。独自の尺度で「福祉の心が養われた」と言っても、意味がありません。町田市が目指す「心のバリアフリー」「福祉の心」をしっかりと定義してから成果を報告すべきです。小・中学校で教育を展開する方法についてもしっかりと考えて、誤解を生まないよう十分気を付けて進めていただきたいです。</p> <p><審議事項> 「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題から次期計画への展開について</p>
会長	次に、「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題から時期計画への展開について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3を説明
会長	「25 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進」は、展開C-1も該当するのではないのでしょうか。
事務局	学校との連携ですので、そのとおりです。修正します。
会長	質問や意見、資料3の表に含めたい内容などはありますか。
A委員	3ページ目の右側の「展開」のアルファベットの説明はどこにありますか。
会長	1～2ページに「展開A」「展開B」などと、黄色で記載されております。

A委員	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
会長	<p>3ページ目は表になっているので、視覚障がい者には分かりにくいと思います。第2次計画にあった事業の項目がずらっと並んでおり、新しい項目も5つほどあります。これらの事業がどのように展開にしていかが一覧で分かる表になっております。</p>
E委員	<p>資料2の「2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業」について質問です。適合証の取得実績が得られてないという報告がありましたが、この理由として、コストがかかるため、特定の事業者でないと適合証が取得できないということなののでしょうか。もう少し詳細に知りたいので、後で意見として質問を提出いたします。</p> <p>今伺いたいのは、適合証が取得されている新築建物がない状況で、これからの事業展開でA、B、Eなどを達成する見込みがあるのでしょうか。</p>
会長	<p>資料2の2-1に、「適合証の取得メリットがないため、実績が得られていない」と記載されています。事務局から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>適合証については、資料2の2-4の1つ目の文章を御覧ください。おっしゃるとおり、適合証のあり方を再検討する必要があります。取得したくなるデザインや、メリットの創出などの必要性もありますが、適合証の発行基準も改めて検討したいと考えております。</p> <p>現在、町田市は「遵守基準」を定め、より高い水準で努力義務である整備基準を全ての項目で満たさないと適合証を発行できない厳しいルールとしています。東京都の場合、項目ごとに基準を満たせば適合証を発行するようになっています。</p>
E委員	<p>ありがとうございます。考えが良く分かりました。</p>
会長	<p>会議で出せなかった意見は、6月6日までに提出してください。</p> <p>また、今の質問についてですが、バリアフリー法で最低限の基準を決めています。それを守らないと建物は建てられません。町田市はさらにその基準に上乗せした「整備基準」を作っていて、それを満たさないと適合証を出せないようになっています。（「整備基準」を満たしていなくても）法律の基準は確保されています。</p> <p>本日の審議事項について、この後御意見や質問を出していただくとして、今日の段階で御了解いただけるということで進めてよろしいのでしょうか。異論がある、納得できないといった方はいらっしゃいますか。</p> <p>(挙手なし)</p>

会長	審議事項について御理解いただけているということで、進めさせていただきます。それでは、事務局にお返しします。
事務局	<p>御意見につきましては、お配りした別紙「意見等回答書」をお使いいただき、6月6日（月）までに御回答ください。また御意見等ない場合も御回答ください。</p> <p>これをもちまして、第11期第3回町田市福祉のまちづくり推進協議会を終了します。次回の協議会の開催については改めて御連絡いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>